

1. はじめに

皆さんこんにちは。今、安田先生から紹介いただきました山形県労働者福祉協議会の設楽です。今日は、3人で講義を行ないます。それぞれで役割分担していますので、先ず私から説明します。次に柏倉と佐藤からは協議会の具体的活動等を紹介します。それと多くの方が奨学金を借りたり、給付を受けたりしている方々もおられると思います。私たちは奨学金に関わる問題を改善するための取り組み等も進めていますので、後半で紹介し、皆さんにも協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私どもの協議会は、ここに記載の通り長い名称なので、略して「労福協」ということで講義の中では略称で使わせていただきますので、ご了解をお願いします。

2. 労福協とは

労福協は、今から45年前の昭和51年、1976年に設立をしました。事務所は山形市内の木の实町で霞城公園の東側にある5階建の建物に入居をしています。構成団体は全部で7団体加入いただいております。今後の講義で東北労働金庫、こくみん共済coop、山形県生活協同組合連合会から改めて福祉関係の取り組みについて説明をさせていただきますので、今日の講義ではあくまでも当協議会の方で取り組んでいる内容を説明します。

当協議会は全国組織で、東京に中央労働者福祉協議会という一番大きな組織が所在し、そして47都道府県に山形県と同じような協議会が設置しています。山形県内においては、この労福協の傘下に11地区の労福協が設置をされ、全体での取り組みなどは、各地区労福協と日頃より連携し活動をしています。ただし、労福協は、組織的には縦型の関係でなく、ゆるい協議体として運営しています。したがって業務上は、指示・命令の関係ではないので、協議を通じ日々の活動などを進めています。

労福協の活動や取り組みを説明しますが、日頃、私たちがどのような視点で日々の活動をやっているのか概要のみ話をいたします。労福協の活動は大きく2つに分かれています。一つは労働者を対象にした活動と、二つ目は一般の市民の皆さんを対象にした活動です。生い立ちからすると、労働者のための福祉向上を目的にしながら活動しているわけですが、ただ労働者だけの活動だけでは、社会的な大きな課題に取り組みにくいということや、社会的な要請など、市民の視点にも合わせた活動を行なっています。現在、問題になっている格差と貧困という言葉聞いたことがあると思います。格差は富裕層の方から貧困層という形で、昔は1億総中流社会と言われ、いわゆる中流で生活をされている方が非常に多かったわけです。ところが2000年に入ってからいわゆる構造改革が進められ、規制改革、規制を緩める改革をやってきました。その結果、富裕層と貧困層という大きな二つの層に分かれてしまいました。この中で出てきたのは「自己責任」ということですが、自己責任を皆さんはどのように捉えるかということになります。いわゆる自分が選択したことによって利益を受ける、それは良いことではあると思いますが、一方で失敗をした場合のリスクも自らが負わなければいけないということが自己責任です。特に過去8年間において、政府は消費者や市民に対しこの自己責任を強調するような風潮が生まれました。

労福協が今問題にしているのは、このスライドにもある通り生活保護世帯の関係です。特に社会的に弱い立場にある方がどれぐらい増えているのか1971年から2019年までの統計をグラフにしたものです。生活保護を受けている数は全国的には直近で164万世帯が生活保護を受けています。生活保護は、世帯収入が月額13万円以下、年収156万円以下で生活を余儀なくされている方が生活保護世帯と言われていています。全国で164万世帯が生活保護世帯にあり、山形県内では約6,500世帯が生活保護世帯に当たります。

グラフを見て下さい。紫の折れ線グラフ、これが高齢者の保護世帯の数を示しています。近年になりますが高齢者、65歳以上の生活保護世帯が増えている状況にあります。91万世帯の内、山形県内では3,590世帯が高齢者の保護世帯です。生活保護世帯まではいかない、いわゆる生活困窮者という方もいます。生活困窮者とは経済的に困窮状態にあり、最低限度の生活を維持することができない状況にある方々で、収入がなく住む家

もないという方々です。我々はこういった社会的に弱い立場の方々に視点を当てながら様々な活動をやっています。その活動は後ほどご紹介をさせていただきます。

このようなしわ寄せが特に子供にしわ寄せがいており、十分な教育を受けられないということや、負の連鎖ということで親の収入がなくて子供が高校に行けない、大学に行けないという方々も年々増加し、子どもの進学にも影響してしまう、就職にも影響してしまうこととなります。このようなことが将来的な視点になれば、子ども自身の収入が不安定になることもあり、貧困の連鎖になる可能性が非常に高くなります。最近、フードバンクや子ども食堂などを聞いたことがあると思います。社会的なセーフティネットの中でNPOなどの団体を中心に社会的弱者に対するセーフティネットを張っている状況にもなっています。

今年の10月に政権が変わり「成長と分配」が注目を集めています。成長は経済成長のことを指していますし、イコール企業団体、要は利益を出す団体も成長し続けなければ利益が生まれませんから、生まれたものは引き続きそこで働いている労働者にきちっと還元しましょうというのが分配になります。

このような考え方に賛同していますが、ただし「成長と分配」は成長が先なのか分配が先なのかとなれば、先ず企業団体が先ではなく、多くの社会的弱者がいるわけですから、まずはいろんな公的制度、それから多くの剰余金を持っている企業もあるわけですから、経済を活性化するため日本のGDPの6割を占める個人消費の活性化が必要であるということが当協議会の考え方の原点になっています。

また、「公助」「共助」「自助」という言葉がありますが、「自助」「共助」「公助」という順序で説明をしている方もいます。自助というのは一人一人が豊かな生活を送るために努力することです。しかし、この自助というのは聞き具合によっては耳障りのいい言葉ですが、今年の冬あたりからコロナウイルスが感染拡大し、感染のために病院に入院したくても出来なかった方がかなりいます。国内においても何万人の方がコロナ感染で亡くなりましたが、入院できずに自宅で亡くなった方もいます。こういった方々に自助と言っても自分で出来るは限界があるわけですから、「公助」が先ではないかということです。

自助というのは、結局は自分のことは自分でということになりますが、自分のことを自分でできない方もおられるわけです。先ほど説明した通り生活が送れない環境に置かれている方とか、体に障害を持って仕事をしたくても出来ない方、外に出たくても出られない方、そういった方々もたくさんおりますので、順序はあくまでも一番は「公助」、次に「共助」「自助」ということを念頭に置きながら活動をしています。

2番目にあります「私たちがめざす社会」というところもその通りで、「自己責任から支え合いへ」転換を図っていきたいということで日々、地道に活動しています。

次に労福協の事業についてですが、大きく3つに分類されます。一つ目は労働者などの福祉、生活の相談及び支援に関する事業、二つ目は労働者等の福祉向上を目的とする事業、三つ目は労働者等の教育、文化の向上並びに交流に関する事業です。前段で説明した通り、全国の各都道府県に労働者福祉協議会が所在しています。そのスケールメリットを生かした形で2005年からこういった取り組みをされているのかについて大きく4つまとめました。最後の2015年、奨学金制度の改善をめざした取り組みは、これから具体的に説明しますが、約6年間にわたり取り組みを行なっています。取り組みは短期で問題解決する部分もありますが、国などの行政を動かすためには時間が掛る課題もあります。

次に県内で実施している事業について、概要の説明をいたします。「生活あんしんネットやまがた事業」について、(1)～(3)はこの後説明をいたします。また2. 総合的就業・生活支援事業と3. 生活困窮者家計改善支援業務についてもこの後詳しく説明をさせていただきます。

(3)にあります「くらしの講座・セミナーの開催」について、毎年開催することにしていましたがコロナウイルスの影響で、参加者を集めたセミナーの開催はこの2年間中止をしています。2年前に鶴岡市で「ライフプランセミナー」を開催しました。就職してから定年退職し、老後を過ごすまでの期間、その中でどのような保険とか共済に加入しておけばよいのか、どれだけの資産を持って、どのように運用していくべきかというセミナーを開催しています。

次に、調査・研究事業、教育文化・交流事業などについては、労福協の構成組織に山形県経済社会研究所というシンクタンクがあり、いろいろな調査・研究などを依頼し、有識者に資料をまとめていただいています。まとめたものは、毎年10月～11月にかけて、県に対し要請・要望行動を実施しています。

次に、講演会ですが、年に1回、5月下旬に、当協議会の定例の総会に合わせ、講演会を開催しています。

続いて、勤労者体育祭県大会ですが、スポーツ関係になります。これらも新型コロナの感染拡大のため、大会を中止しました。2年前の2019年10月に、軟式野球、ソフトボール、卓球、ボウリング、ソフトバレーボールを開催し、8地区で2,300人が参加する予選会を勝ち抜いてきたチームが、天童市の県総合運動公園の会場を使って、それぞれ優勝を目指して競い合っています。次にふれ愛チャリティーゴルフ大会ですが、これも社会福祉の一環として、チャリティー金を募集し、その善意は東北労働金庫を通じて、社会福祉法人へ贈呈などを行なっています。収益金は、下から2つ目のところに記述しているとおり、チャリティー金が約50万円、それから、大会をするための収入と費用の差額で約40万程の剰余金が残りますので、延べ90万円を、東北労働金庫がマッチングしていただいて、のべ180万円のお金を社会福祉団体に寄贈しています。

この項の最後の説明になりますが、先程、労福協のシンクタンクであります山形県経済社会研究所とも連携をしていると説明しましたが、毎年10月～11月にかけて、県に対する様々な要請を実施しています。資料に記載しているとおり、要請の中身は、ちょうど県の次年度の予算は10月～11月にかけて予算編成を行なうので、その時期に合わせ、当労福協から県の副知事に対し要望書を提出しております。通常は各年度の施策予算に関する要望だけでしたが、昨年はコロナウイルスが非常に感染拡大の影響が大きかったということなどもあり、資料に記載しているとおり、新型コロナの影響で生活がし難くなった方への支援だとか、居住に関わる支援などを要望しました。

以上が私からの説明です。

3. 暮らしの相談活動

「暮らしの相談活動」について説明させていただきます。柏倉と申します。よろしく願いいたします。最初にくらしの相談活動を行っている「生活あんしんネットやまがた」設立の経緯について説明いたします。

(1) 「生活あんしんネットやまがた」設立の経緯

まず、2005年、連合、中央労福協、労金協会、全労済の4団体がNPO諸団体とも連携して、全国の都道府県における地域を拠点としたワンストップサービスの実現に向けた体制作りを進めることに合意しました。この後、各都道府県において、できる限り速やかに具体化に向けての話し合いを進めるようにという通達がありまして、それを受けて2006年、山形県労福協でも検討委員会が開始しました。そして2008年、山形県労福協が公益法人化されました。公益法人化によって、社会的信頼を得て、相談受付がスムーズにできるようとの背景もあっての公益法人化でした。この2008年というのが、リーマンショックによる経済低迷だったり、非正規労働者の増加であったり、貧困層の増大であったり、また、自殺者が9年連続3万人を突破する、山形県内でも300人を突破するなど本当に不安定な情勢の中がありました。これによって、ワンストップであらゆる相談を受け付けることのできる窓口の必要性が強まってきました。このような流れで2009年、「生活あんしんネットやまがた」事業が開始しました。「生活あんしんネットやまがた」事業の主な内容は、「なんでも相談」「無料職業紹介」「暮らしの講座」この3つが柱になっています。今日紹介します「暮らしの相談活動」は、この中の「なんでも相談」にあたります。

(2) 生活なんでも相談について

「生活なんでも相談」ですが、生活に関わるあらゆる相談を受け付け、それを労福協加盟団体や行政機関、NPO団体などと提携しながら解決の糸口を相談者の方と一緒に見出す相談窓口になっています。相談受付は、平日の10時から4時までとなっており、主にフリーダイヤル2回線と来所での相談受付。またその他にメールやFAXなどいろいろな方法で相談を受け付けています。現在相談員3名で対応をしています。

(3) 相談の種類と件数

続いて、相談の種類と件数になります。ここ6年ぐらいを平均しますと年間470件ぐらいの相談が寄せられています。昨年度はその中でも特に多く、579件の相談がありました。グラフの一番右に「その他」とありますが、それを除くと、一番多かったのが生活相談で81件、続いて法律相談、労働相談が75件、そして家庭相談が73件となっています。この4項目だけで相談の半数以上を占めています。例年、だいたいこの4種類が上位に上がってくる相談項目になっています。

(4) 具体的な相談内容

続いて、最も多かった相談の項目について、具体的な内容をお話したいと思います。

まずは、生活相談です。生活苦に関しては、例えば、コロナによって長期休業を強いられた…、コロナによって収入が減少してしまった…ということでの生活苦も少なくありませんでした。また、冠婚葬祭でありますがお墓を移したいとか、墓じまいをしたいなど、お墓に関する相談。あとは「人生の終わりに向けての活動」という意味での「終活」の相談も増えています。近隣トラブルに関しては、昨年度は雪の相談がとても多かったです。雪だけに関わらず、騒音や臭いといった近隣トラブルの相談も寄せられています。他に福祉介護相談の例を挙げました。この他にも例えば、免許の返納のことや、ボランティア活動のこと、あとは手紙の書き方のことなど、生活全般に関する相談がこの項目に入っています。

続いて法律相談です。主に相続、借金、離婚の相談が多いです。相続に関しては、本当に様々な背景の方から、様々な立場の方から相談があります。借金に関しては、貸したお金が返ってこないという方と、多重債務のように借りたお金を返せないという相談が寄せられています。離婚に関しては、「離婚を考えているのですがこれからどうしていったらいいでしょう」といった相談、また離婚した後のトラブルに関する相談などがあります。

次に労働相談です。スライドには解雇、過労、モラハラ・パワハラなど挙げてみましたが、ここでも例えば、コロナワクチンを受けるか受けないか…ということや、コロナが蔓延するなかで休日の過ごし方を職場から意見されて…というようなコロナが背景にある相談もありました。職場の同僚とウマが合わなくてストレスを抱えているというような、職場での人間関係のご相談も少なくないです。

続いて家庭問題になります。親子間や兄弟間、あるいは夫婦・親族間など、そのような家庭のあらゆる間柄のなかでの不仲。あとは言葉での暴力といったことで苦しんでいらっしゃる方からの相談。自立できない子どもや兄弟を心配されてご相談くださる方や、病気で倒れているご家族を心配してご相談くださる方などもいらっしゃいます。

次に「その他」ですが、これは先程ご覧いただいたグラフの一番右側にあたる相談項目になります。具体的な例をいくつか載せましたが、例えば「ペットを亡くして悲しい」ということや、「思い出すと怒りが収まらない」ということなど、問題の解決を見出したいというよりは「悲しい」「苦しい」「辛い」という気持ちに寄り添って話を聞いて欲しいというような相談がこちらに含まれています。

以上が具体的な相談の内容になりますが、続いて、これらの相談への対応の仕方について、また具体例を挙げながらお話させていただきたいと思います。

(5) 相談への対応例

まず1つ目が、借金問題です。事例1をご覧ください。御主人が入院をされて仕事の復帰の目途がたたないという方からの相談でした。御主人名義、相談者さん名義の借金があり、それぞれ複数個所から借り入れているという状態でした。御主人が将来起業したいという夢があるそうで自己破産は避けたいとおっしゃっていました。対応として、御主人の復帰の目途がたたないのであれば、再スタートという意味で、自己破産を選ぶのも1つの決断かもしれないとお話をしました。「自己破産＝人生の終わり」ということではなくて、再スタートという意味での自己破産という選択もあるということで、安心感を持っていただきました。そのうえで、東北労金で債務の一本化が可能なら月々の返済額を減らすことができるかもしれないというお話をさせていただきました。ご相談者さんもそれを希望されたので、東北労金と連携して、結果、相談者さんはまず自分名義の借金のみ東北労金で借り換えの相談をすることになりました。

続いて、保険相談に関する相談事例です。事例2をご覧ください。入院と通院が保障される保険に入っている方からのご相談でした。数カ月前、月々の支払額を抑えられないかと保険の担当者の方に相談したところ、希望の額に減額してもらえるとということだったので言われるままに書類を記入したということでした。この時保険の内容について全く説明が無かったとおっしゃっていました。後日、通院がカバーされていないことが分かったそうで、元に戻して欲しいとその保険の担当者の方に頼んだそうですが、それ以降連絡が来ないということで困っていらっしゃいました。対応として、保険会社のコールセンターを案内し相談するように助言しましたが、相談者の方は気が進まない様子だったので、こくみん共済 coop から助言を貰って回答をすることにしました。最終的に相談者の方には「本質的な説明を受けていない、そのために大きな不利益を被った」という切り口でコールセンターに相談してみるように再度勧めました。また、そうは言っても署名しハンコを押しているということなので、契約を覆すというのは難しいと思われそうですということも率直にお話しました。実際、

相談を受けても相談者さんの希望通りにいかないということもありますので、そういった場合は率直にその現状をお伝えするようにしています。今お話ししたような流れで各加盟団体と協力しながら、相談者の方の相談に対応をしています。

(6) 顧問弁護士との連携

続いて、顧問弁護士との連携についてお話させていただきます。顧問弁護士は1名います。昨年 2020 年度は弁護士との面談相談に繋いだ件が6件、弁護士からアドバイスを貰って私どもが回答させていただいた件が5件、本年度は4月～10月までで弁護士に繋いだ件が12件、弁護士からアドバイスを貰って回答をした件が4件あります。弁護士に繋ぐ案件がぐっと増えてきていると感じています。

この弁護士に繋いだ件につきましても具体的に例を挙げて説明させていただきます。相続問題についてです。事例3です。年配のご婦人からの相談でした。ご主人が病気で倒れていらっしゃって、これから相続のことを考えると悩むということでお電話いただきました。相談者さんにはお子さんはいらっしゃらないそうで、ご主人には前妻との間にお子さんがいらっしゃるといってお話でした。その子どもさんと相談者さんは養子縁組をしていないとおっしゃっていました。病気で倒れている御主人の所に前妻の子どもがお見舞いにも来ないということをお話の方はひどく悲しんでいらっしゃって、せめて自分の遺産だけはその子ども達にでなくて、甥っ子に譲りたいのだけれど遺言書をどのように書けばよいのか？という相談でした。対応としましては、手書きの遺言書を法務局に持って行って預かってもらうということももちろん可能ですが、内容に不備があった場合に無効になってしまうので、公証役場に行って相談することをお勧めしました。相談者さんは、1人では対応が難しいので弁護士に相談に乗ってもらいたいと希望されましたので、弁護士との面談に繋がりました。結果、公証役場で公正証書遺言を残すほうが良いと弁護士からも説明がありました。ご本人の希望で、遺言書作成から公証役場の手続きまで弁護士がすべてサポートすることになりました。このような形で専門家の助けが必要な相談は、弁護士への面談へと繋いでいます。

以上がくらしの相談活動の内容になります。相談者さんの中には本当にたくさんの悩みを複合的に抱えて悩みがこんがらがってしまって、どこから手をつけていいのかわからなくて疲れ果てている方も少なくありません。そのような方の悩みをご一緒にほどこいて、必要であれば協力団体や弁護士に繋いで抱えている問題を少し整理するだけでも、相談者さんの心の負担はぐっと軽くなると思っています。皆様もこのような窓口があるということをお頭の片隅に置いていただいて、何がありましたらお気軽にご利用ください。ありがとうございました。

4. 総合的就業・生活支援事業

ここからは佐藤が説明いたします。よろしく願いいたします。

まずは総合的就業・生活支援事業について説明します。この事業は山形県からの委託事業で、離職を余儀なくされた求職者、つまり仕事を探している方の生活の安定と再就職の促進を図ることを目的とした相談機関「山形県求職者総合支援センター」の運営を行っています。当センターは、2009年4月に山形県が開設し、3年後の2012年から労福協が受託しています。

開設の背景は、2008年にいわゆるリーマンショックが起これ、多くの企業でリストラや派遣労働者の派遣切りが行われ失業者が急増しました。現在のようにスマートフォンで簡単に求人検索はできなかったため、ハローワークには仕事を求める方々が押し寄せる状況でした。また、失業に伴い収入が無くなり生活資金に困る方が増加しました。さらに、社員寮に住み込みで働いていた方々は失業と共に寮から退居せざるを得ず住まいを失うことにもなりました。そのような大変な状況に対応するため、山形県では、生活資金や住まいに関する相談窓口を開設すること決め、その設置場所は、求職者が集まるハローワーク内にしました。国のスペースの一部をお借りして県の相談窓口を設置したということです。このことにより、仕事を探すためにハローワークに来た求職者が、同じフロア内で生活資金や住まいの相談が可能になりました。

次に当センターの概要を説明します。所在地は、今お話ししたとおり、ハローワークプラザやまがたの中にあります。山形駅西側の山形テルサ1階にあります。資料の写真がハローワークプラザやまがたの写真です。プラザ内にはハローワークのほかにも、若年者の支援を行う「山形県若者就職支援センター」や、子育て中の女性の支援を行う「マザーズジョブサポート」などもあります。フロアの奥に当センターの相談窓口がありま

す。当センターの隣には、学卒求人を取り扱う「ハローワーク学卒求人コーナー」があります。当センターの開所時間は月～金曜日が9:30～18:00、土曜日が10:00～17:00です。相談方法は当センター窓口での面談相談、フリーダイヤルによる電話相談、県内3カ所での出張相談で対応しています。相談件数は年間300～600件で、昨年度はコロナ禍での移動自粛により来所者が減少したこともあり301件と少ない件数でした。

どのような相談を受けているかという「派遣切りに遭い寮生活をしてきたが住む所が無い」あるいは「家賃が払えなくてアパートを追い出されそうだ」「失業して食費や光熱費などが払えない」といった住まいや生活に関する相談を受けています。その他にも、就労に関する悩み相談や、失業して借金返済が困難になったという相談や、再就職後の人間関係の悩みなども寄せられています。

それから、トータル・ジョブサポート（山形県・ハローワーク共同就職支援センター）は、国と山形県がより一体的に求職者支援を行っていくために、2013年7月に開所したワンストップ相談窓口です。国の機関であるハローワークと、山形県の機関の当センターと若者就職支援センターで構成しており、それぞれの機能を持ち寄り、チーム支援による早期の再就職支援を行っています。

5. 生活困窮者家計改善支援業務

次に、生活困窮者家計改善支援業務について説明します。この事業も山形県からの委託事業で、「生活困窮者自立支援法」に基づいて実施している事業です。2015年度に本法律が施行し、翌年度から山形県でもこの事業をスタートし当協議会が受託しました。

この事業の内容は、家計収支の均衡が取れていない方や、家計に問題がある方などの家計再建に向けた支援計画を作成し、その方に合った支援を行い家計改善に繋げる事業です。対象は県内35市町村のうち、22の町村すべてと2市を受託しています。残りの市はそれぞれの自治体で取り組んでいたり、任意事業なので取り組んでいない市もあります。昨年度の対応件数は65件でした。家計を改善する第一歩となる家計計画書の作成支援や、多重債務を抱えている方には債務整理の助言、税金滞納者には分納手続きの助言なども行っています。

参考まで、先ほど触れた「生活困窮者自立支援法」について説明します。皆さん「セーフティネット」という言葉を耳にしたことはあるでしょうか。この法律は「第2のセーフティネット」という位置付けになります。以前は社会保障や雇用保険などの「第1のセーフティネット」に該当せずに、そのネットから抜け落ちるとすぐに生活保護に至っていました。そこで「第2のセーフティネット」として、この「生活困窮者自立支援制度」や「求職者支援制度」を創設し、生活保護に至る前に公的支援を行うことで自立に繋げることにしました。生活困窮者自立支援制度は6つの事業で成り立っていて、そのうち自立相談支援事業と住居確保給付金支給事業の2つが必須事業で、当協議会が受託している家計改善支援業務や子どもの学習・生活支援業務など4つは任意事業にあたります。任意事業の実施率は約6割で、年々少しずつではありますが増加しています。

6. 労働教育支援事業

次に、労働教育支援事業について説明します。この事業は、これから社会人になる高校生や専門学校生が、楽しく安心して働けるように、学生のうちに基本的な労働関係制度を理解してもらうための周知・啓発を行っています。

この事業の柱は2つありまして、1つは労働ハンドブックを無償で配布する活動です。これだけは知っておきたいポイントだけを簡単にコンパクトにまとめたハンドブックを勤労者育成教育基金協会と連携して作成し、高校3年生など卒業を控えた学生に配布しています。昨年度は県内全ての高校と配布希望のあった専門学校など計76校に、約11,400部を配布しました。なお、このハンドブックは、労福協のホームページからデータ版をダウンロードすることも可能です。本日は皆さんにも1部ずつ配布いたしましたのでぜひご覧いただき、今のアルバイトや就職に活かしていただければ幸いです。

もう1つは、実際に学校に出向いて学生に講義をする出前講座「労働関係制度の説明会」を行っています。このハンドブックを教材に、実際の事例やポイントなどを交えながら、分かりやすく労働関係制度を説明しています。昨年度は高校10校、専門学校4校の計14校で実施し、約1,200人の学生に参加いただきました。

7. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

最後に、奨学金制度改善・教育費負担軽減運動について説明します。皆さんの中にも奨学金を利用して山形大学に通われている方が相当数いると思いますので、非常に身近なテーマではないかと思います。

私たちがこの運動を始めたのが 2015 年です。当時、奨学金が社会問題化していました。社会問題化してきた要因のひとつとして考えられるのが奨学金利用者の急増です。奨学金受給率は、1996 年は 21.2%でしたが、2012 年には 52.5%まで増加しました。2 人に 1 人が利用しているという状況は、これはもう一部の人だけの問題ではないということです。

では、なぜ奨学金利用者が急増したのかというと、私は 2 つの要因があると思っています。1 つは、高騰する大学授業料です。文部科学省の調査によると、私立大学の年間授業料の平均額は 1975 年が 182,000 円で、2013 年は 860,072 円です。国立大学は 1975 年が 36,000 円で、2013 年は 535,800 円です。私立大学も国立大学も右肩上がりが増えていくことがわかります。もうひとつの要因は雇用の劣化による家計収入の減少です。国税庁の民間給与実態統計調査によると、民間企業の平均賃金は 1998 年から右肩下がり減少しています。つまり、支払う授業料は増えるのに親の賃金は減るという状況になり、親がなんとか教育費を工面できていた状況から、奨学金に頼らざるを得ない状況に移ってきたのではないかと思っています。

また、文部科学省の資料を見ると、日本学生支援機構の無利子貸与（第一種奨学金）の人員枠は 1998 年から増減が無いのに対し、有利子貸与（第二種奨学金）は増加しているのがわかります。奨学金利用者の増加は有利子奨学金利用者の増加とも言えるわけです。

奨学金を借りても、就職して安定して働いて返済できれば良いのですが、就職氷河期には就職が決まらないまま卒業せざるを得なかったり、ようやく就職できたとしてもアルバイトや派遣などの非正規雇用で安定した賃金を得られない状況も見られました。このような事から、返したくても返せない返済困難者が増加し、2010 年の滞納者は 33 万人にもなりました。

さらに、その貸与型奨学金制度は、とても奨学金とは思えない、いわば金融ビジネス化したものになっていました。例えば、利息金利は高く 2009 年ころは約 1.5%前後もありました。諸外国の奨学金は給付型が主流なのに対し、日本は貸与型であるうえ有利子が主流なのです。また、返済を滞納すると年 10%もの延滞金が発生し、さらに信用情報機関（いわゆるブラックリスト）に登録されてしまいます。

このように、当時の奨学金制度は、受益者負担主義と雇用破壊をもたらす構造的な問題があることや、金融事業化してしまっていること、貧困の連鎖に繋がっていることなどから、奨学金制度を改善し、教育費の無償化を徐々に進めていく活動をスタートしました。

まずは、第一期（2015～2017 年度）の取り組みとして、全国から約 304 万筆を集約した署名活動や、4,987 団体と個人 7,023 人からの賛同活動などを行いました。その結果、2017 年 3 月に日本学生支援機構法の改正による給付型奨学金制度の創設が実現しました。給付金額や対象者は非常に限定的で不十分な制度内容ではありましたが、貸与型しか存在しなかった制度に、ようやく給付型制度を創設することが出来た瞬間でした。

次の第二期（2018～2020 年度）の取り組みでは、給付型奨学金の拡充を求める運動を行い、給付型奨学金と授業料免除による大学等修学支援法の成立に結びつくことができました。

ただし、私たちは全然満足していません。むしろ課題がまだまだ多いと思っています。支援対象者がこれから奨学金を利用する低所得者に限定されているため、中間層への支援が不十分なままですし、現在返済に苦しんでいる方への救済支援も不十分です。また、昨年からの新型コロナの影響により、学生らのアルバイト収入が減少し、学びたくても学べない学生や、返したくても返せない方が増加しています。

そうした事から、今年 2021 年度から第三期の取り組みをスタートし、当面は、教育費と奨学金返済の負担を軽減するための政策減税の導入を求めるオンライン署名活動を行っています。その具体的内容は、返済で大変苦労している方々が多くいますので、そのような方々に返済負担軽減のための税制支援の創設を求めています。これは、2019 年に成立した大学等修学支援法の附帯決議で「返還負担軽減のための税制など返還困難者の救済制度の在り方の検討に努めること」が全会一致で決議されていますので、その速やかな実現を求めるものです。また、教育費負担が保護者の肩に重く押し掛かっていますので、教育費税額控除を新設し、大学などに通う扶養者がいる場合には、所得や年齢に制限を求めず適用することを求めています。今月末に最終集約を行い、その署名は、内閣総理大臣をはじめ関係省庁大臣に提出します。ぜひ、皆さんもご賛同いただける方はオンライン署名にご協力をお願いしたいと思います。

また、実際に奨学金を利用している当事者からの意見・要望を募集しています。奨学金を利用して学んでいる学生、これから奨学金を利用する学生・保護者、今奨学金を返済している当事者やそのご家族の方など、それぞれの立場から「こういうことに困っている!」「こうしてほしい!」など率直な声を募集し、当事者の方々の想いも合わせて国に届けていきます。こちらもぜひ、皆さんからの投稿をお願いしたいと思います。

以上、労働者自主福祉運動の現状と課題についてご紹介いたしました。ご清聴ありがとうございました。